

訪問看護契約書（介護保険・介護予防・医療保険）

____様（以下「利用者」といいます）と、訪問看護ステーションあおぐみ（以下「事業者」といいます）は、利用者に対して行う訪問看護及び介護予防訪問看護について、次のとおり契約します。

○第1条（契約の目的）

事業者は、主治医の指示書や利用者又はその家族の状況に応じ、可能な限り在宅療養が継続できるよう、訪問看護及び介護予防訪問看護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第2条（契約期間）

1、この契約の契約期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から、利用者が介護保険の場合は、要介護認定及び要支援認定の有効期間満了日までとします。

2、期間満了日の1週間前までに、利用者又はケアマネージャーから事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

※利用者が医療保険の場合は、有効期間はありません。

○第3条（訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。要介護又は要支援の方の場合は、ケアマネージャーの作成する「居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画」に沿って「訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画」の内容を、利用者及びその家族に説明します。

○第4条（訪問看護の内容）

- 1、利用者が提供を受ける訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は、「重要事項説明書」に定めたとおりです。事業者は「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者及び家族に説明します。
- 2、事業者は、サービス提供者を利用者宅に派遣し、訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画に沿って、「重要事項説明書」に定めた内容の訪問看護又は介護予防訪問看護を提供します。
- 3、第2項のサービス提供者は、保健師・助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、いずれかの者です。
- 4、訪問看護計画及び介護予防訪問看護は、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者及びケアマネージャーの了承を得て、新たな内容の訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画を作成します。

○第5条（サービスの提供の記録）

- 1、事業者は、サービスの実施記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2、利用者は、事前に連絡の上、事業者の営業時間内に事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3、利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録のコピーの交付を受けることができます。
- 4、利用者は、第3項におけるサービス実施記録のコピーの交付を無償で受けることができます。

○第6条（料金）

- 1、サービスの対価として、重要事項説明書別表に定める金額をもとに計算され、利用者は月ごとの合計金額を支払います。
- 2、事業者は、当月の請求書を、翌月の15日までに利用者へ送付します。
- 3、利用者は、当月の料金の合計額を、翌月末日までに現金または口座振替にて支払います。
- 4、事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
（ただし、一度発行した領収書の再発行はいたしません）
- 5、利用者はサービス提供者がサービスを実施するために、居宅において使用する水道・ガス・電気・電話の費用を負担します。

○第7条（サービスの中止）

- 1、利用者は事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時までに連絡することにより、キャンセル料を支払うことなく利用を中止することができます。
- 2、利用者が緊急入院、緊急受診、その他やむを得ない事情以外で、サービス提供日の前日午後5時までに連絡することなく、利用者の都合によりサービスが提供できない場合は、事業者は別表に定めるキャンセル料を請求できます。この場合の料金は、第6条に定める他の料金と合わせ請求します。

○第8条（契約の終了）

- 1、利用者は事業者に対して、サービスの終了を希望する時は、1週間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解除することができます。
- 2、事業者は、やむを得ない事情がある場合利用者に対し理由を説明し、1ヶ月の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解除することができます。その場合、利用者の希望があれば、次のサービス提供事業者を

紹介する努力をします。

3、次の事由に該当した場合は、利用者は直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者や家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4、次の事由に該当した場合は、事業者は直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ② 利用者又はその家族が、事業者やサービス提供者に対し、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設入所又は1ヶ月以上入院し、再び在宅に戻るめどが立たない場合
- ② 利用者が遠方に転居した場合
- ③ 利用者が死亡した場合

○第9条（秘密保持）

1、事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2、利用者又はその家族から別紙同意書により同意を得て、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を使用します。

○第10条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に存在を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

○第11条（緊急時の対応）

事業者は、サービスの提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○第12条（身分証携帯義務）

サービス提供者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から呈示を求められた時は、いつでも身分証を呈示します。

○第13条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、訪問看護及び予防訪問看護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

○第14条（本契約に定めのない事項）

1、利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2、この契約に定めのない事項については、健康保険法・介護保険法その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

○第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記契約を証するため本書（契約書・重要事項説明書を一組とする）を2通作成し、利用者・事業者がその最後にそれぞれ署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。個人情報使用同意書は、原本は事業者が保有し、コピーを利用者が保有することとします。

○第16条（ご利用にあたってのお願い）

保険証や医療受給者証を確認させていただきます。これらの書類に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

○第17条（駐車場に関して）

私共のサービスは、訪問車両で利用者宅にお伺いするため、利用者に駐車場の用意をお願いしています。駐車場をお持ちでない場合は、下記のご協力をお願いいたします。

1、近隣の施設等の駐車場をお借りできるかご確認ください。

2、上記1に該当しない場合、道路駐車許可の申請が必要になります。

令和 年 月 日

サービス提供を希望する利用者および契約者に対し、重要事項および本書面に基づいてサービス内容と契約書について説明しました。

事業者

一般社団法人 かざまぐみ

事業所所在地

東京都武蔵村山市中央1-25-14 ハウスオブブーケC棟201

事業所名

訪問看護ステーションあおぐみ

訪問看護ステーション管理者

榎本美智子 印

説明者

印

私は、重要事項および本書面に基づいてサービス内容と契約書の説明を受け、了承しました。

利用契約者

住所

氏名

印

家族代表者又は身元保証人

印

利用者との続柄